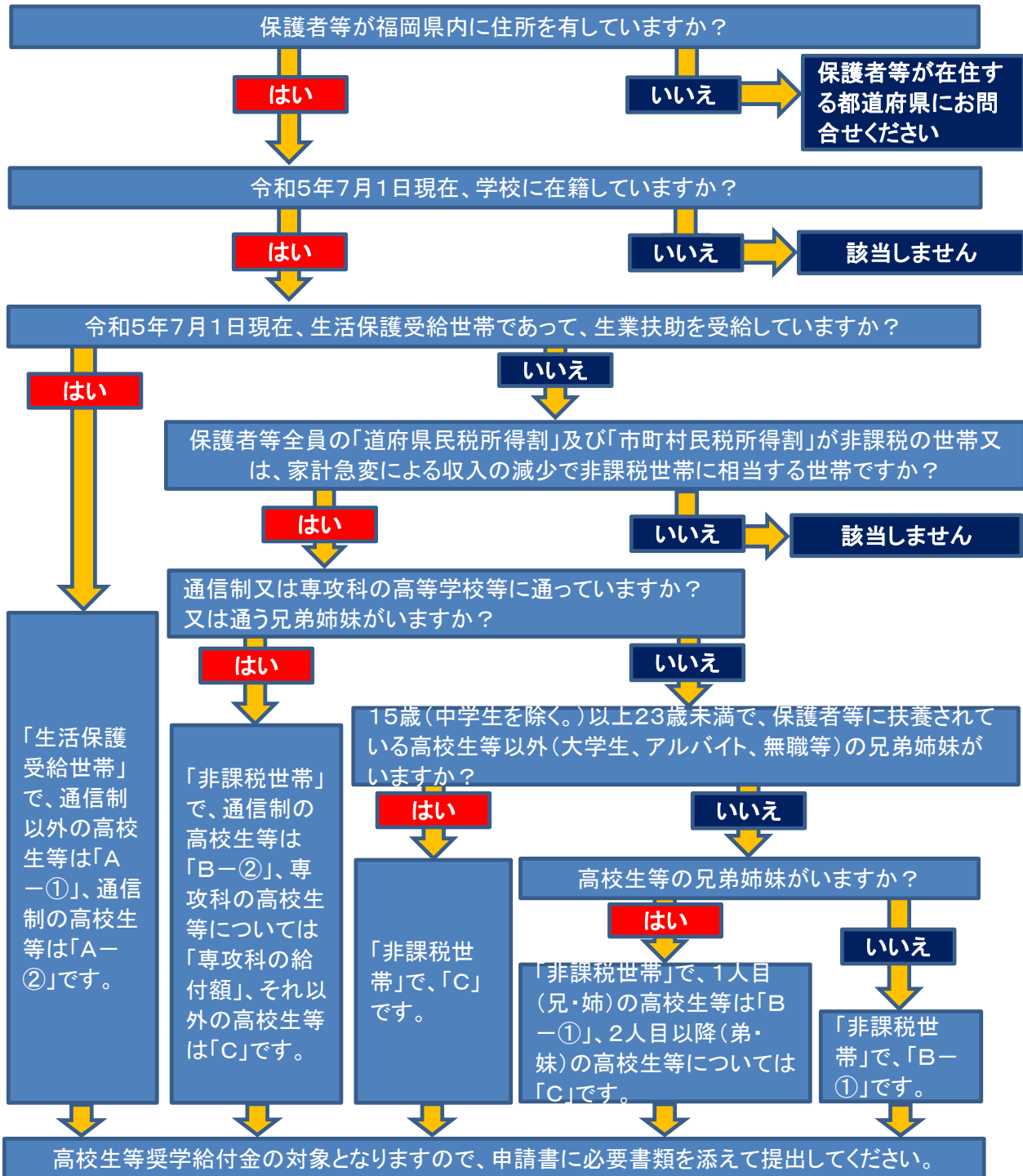


高校生等奨学給付金 支給確認表

※7月1日時点の生徒の状況で御判断ください。(新入生早期については、基準日は4月1日です。)



A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

A-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円
A-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

B-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	137,600円
B-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	52,100円

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

C	兄弟姉妹で2人目以降の高校生等(通信制除く)又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等(通信制除く)	152,000円
---	---	----------

専攻科の生徒であって、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	52,100円
--	---------

(注1)「高校生等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3学年)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める学校の生徒又は学生をいいます。

(注2) 秋入学又は休学から復学した場合は、7月1日時点ではなく入学時点又は復学日を基準日とします。